

- ア 商業に関する事項
- イ 工業に関する事項
- ウ 観光に関する事項
- エ 労働に関する事項
- オ 農林水産業に関する事項
- カ 卸売市場に関する事項

(4) 市民局

- ア 市政への市民参加及び人権に関する事項
- イ 市民の生活安全及び防災に関する事項
- ウ 広報及び広聴に関する事項
- エ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- オ 国民健康保険及び国民年金に関する事項

(5) 福祉健康局

- ア 社会福祉に関する事項
- イ 介護保険に関する事項
- ウ 保健衛生及び健康増進に関する事項

(6) 環境局

- ア 廃棄物の処理及び資源化に関する事項
- イ 環境保全に関する事項

(7) 都市整備局

- ア 都市計画に関する事項
- イ 交通に関する事項
- ウ 都市景観に関する事項
- エ 公園及び緑化に関する事項
- オ 都市再開発及び土地区画整理に関する事項
- カ 道路及び河川に関する事項
- キ 建築物の営繕に関する事項
- ク 住宅政策及び建築指導に関する事項

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 金沢市職員表彰条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「所属部課（所）」 を 「所 属」 に改める。

- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号、第5条第1項、第6条第1項第2号及び第8条第1項各号中「福祉保健部」を「福祉健康局」に改める。

第9条第1項中「福祉保健部又は環境部」を「福祉健康局又は環境局」に改める。

第10条第1項第2号中「農林部」を「産業局」に改める。

第13条の2第1項中「農林部、土木部又は都市整備部」を「産業局又は都市整備局」

に改める。

第16条第1項第1号中「農林部」を「産業局」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「環境部」を「環境局」に改める。

第18条第1項第1号、第19条第1項第2号、第20条第1項各号及び第26条第1項第3号中「福祉保健部」を「福祉健康局」に改める。

- 4 金沢市史編さん委員会設置条例（昭和63年条例第3号）の一部を次のように改正する。
第6条中「総務部総務課」を「総務局」に改める。

金沢市農業委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第8号

金沢市農業委員会条例の一部を改正する条例

金沢市農業委員会条例（昭和35年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

- 第4条 委員会の農地部会及び農政振興部会を構成する委員の定数は、次のとおりとする。

(1) 農地部会

- ア 選挙による委員が互選した者 15人
- イ 法第12条第1号の委員が互選した者 2人
- ウ 法第12条第2号の委員が互選した者 2人

(2) 農政振興部会

- ア 選挙による委員が互選した者 15人
- イ 法第12条第1号の委員が互選した者 2人
- ウ 法第12条第2号の委員が互選した者 2人

附 則

この条例は、平成17年7月20日から施行する。

政治倫理の確立のための金沢市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第9号

政治倫理の確立のための金沢市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための金沢市長の資産等の公開に関する条例（平成7年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「株券」の次に「（株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第10号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,290人」を「2,275人」に、「460人」を「452人」に、「480人」を「470人」に、「3,689人」を「3,656人」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第11号

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成15年1月1日から平成17年3月31日まで」を「平成17年4月1日から平成18年3月31日まで」に、「100分の5」を「100分の10」に改める。

第2条から第4条までの規定中「100分の3」を「100分の5」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第12号

特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例

特別職の職員の退職手当支給条例（昭和59年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「100分の60」を「100分の54」に改め、同条第2号中「100分の40」を「100分の36」に改め、同条第3号中「100分の30」を「100分の27」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する退職手当は、その任期ごとに支給する。

第4条第1項中「同一の職に引き続き」を削り、同条第3項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員の退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した者に係る退職手当について適用し、施行日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第2条に規定する市長等として在職する者のうち前任期（改正前の特別職の職員の退職手当支給条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく退職手当の支給を受けていない現に在職する任期前の1以上の任期をいう。以下同じ。）がある者が施行日以後に退職した場合に支給する退職手当の額は、改正後の条例第3条の規定にかかわらず、次の各号に定める額の合計額とする。
 - (1) 退職の日におけるその者の給料月額にその者の前任期に係る在職期間を乗じて得た額に、改正前の条例第3条各号に掲げるその者の職の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に、3分の2を乗じて得た額
 - (2) 退職の日におけるその者の給料月額にその者の現に在職する任期に係る在職期間を乗じて得た額に、改正後の条例第3条第1項各号に掲げるその者の職の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第13号

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表公共施設整備積立基金の項を削り、同表に次のように加える。

廃棄物処理施設整備積立基金	廃棄物処理施設の整備に充てる資金を積み立てるため。
公共施設維持補修基金	公共施設の維持補修に充てるため。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例及び金沢都市計画事業金沢駅北土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第14号

金沢市税賦課徴収条例及び金沢都市計画事業金沢駅北土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

(金沢市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第39条第3項中「土地登記簿」を「登記簿」に改める。

第56条の2第1項中「不動産登記法(明治32年法律第24号)第80条第1項若しくは第3項、第81条ノ8、第93条第1項若しくは第3項、第93条ノ5第1項若しくは第3項若しくは第93条ノ11」を「不動産登記法(平成16年法律第123号)第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項(共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。)、第2項若しくは第3項若しくは第57条」に改める。

(金沢都市計画事業金沢駅北土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第2条 金沢都市計画事業金沢駅北土地区画整理事業施行に関する条例(平成5年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第20条中「土地登記簿上」を「登記簿上」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第15号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第19号の項を次のように改める。

(19) 削除	
---------	--

別表第20号の項中「船員法」の次に「(昭和22年法律第100号)」を加え、同表第59号の項中「第3条」を「第45条」に改め、同表第60号の項中「第4条」を「第46条」に改め、同表第88号の項中「第52条第9項、第10項又は第13項」を「第52条第10項、第11項又は第14項」に改め、同表第90号の項中「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、同表第94号の項の次に次のように加える。

(94)の2 建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく特例容積率適用地区における特例敷地のそれぞれに適用される特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	敷地の数が2である場合	1件につき 78,000円
	敷地の数が3以上である場合	1件につき 78,000円に2を超える敷地の数に28,000円を乗じて得た金額を加えた金額
(94)の3 建築基準法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査		1件につき 6,400円に現に存する敷地の数に12,000円を乗じて得た金額を加えた金額

(94)の4 建築基準法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく特例容積率適用地区における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
---	----------------

別表第97号の4の項の次に次のように加える。

(97)の5 建築基準法第68条第1項第2号、第2項第2号又は第3項第2号の規定に基づく景観地区における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
--	----------------

別表第105号の項中「第85条第4項」を「第85条第5項」に改め、同表第106号の項及び第107号の2の項中「2で」を「1又は2で」に改め、同表第108号の項中「同一敷地内建築物」を「一敷地内認定建築物」に改め、同表第108号の2の項中「又は第3項」を削り、「同一敷地内建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「建築物の建築」を「建築物に関する特例」に改め、同項の次に次のように加える。

(108)の3 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数が1である場合	1件につき 220,000円
	建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数が2以上である場合	1件につき 220,000円に1を超える建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数に28,000円を乗じて得た金額を加えた金額

別表第109号の項中「複数建築物」を「建築物」に改め、同表第110号の項の次に次のように加える。

(110)の2 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合における全体計画の認定の申請に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1件につき 5,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 9,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 14,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以	1件につき 19,000円

	内のもの	
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 34,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 48,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 140,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1件につき 240,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 460,000円
(110)の3	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく 全体計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき 当該全体計画の変更の認定の申請に係る床面積の合計に応じ、前号に定める当該手数料の金額

別表中

「 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

を

「 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定するもの）に係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

に、

危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上のもの	1件につき 6,910,000円
-----------------------------------	---------------------

を

	危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上のもの	1件につき 6,910,000円
浮き屋根式 特定屋外タ ンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キ ロリットル以上5,000キロリット ル未満のもの	1件につき 1,230,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キ ロリットル以上10,000キロリッ トル未満のもの	1件につき 1,460,000円
	危険物の貯蔵最大数量が10,000 キロリットル以上50,000キロリ ットル未満のもの	1件につき 1,630,000円
	危険物の貯蔵最大数量が50,000 キロリットル以上100,000キロリ ットル未満のもの	1件につき 2,010,000円
	危険物の貯蔵最大数量が100,000 キロリットル以上200,000キロリ ットル未満のもの	1件につき 2,330,000円
	危険物の貯蔵最大数量が200,000 キロリットル以上300,000キロリ ットル未満のもの	1件につき 4,760,000円
	危険物の貯蔵最大数量が300,000 キロリットル以上400,000キロリ ットル未満のもの	1件につき 6,120,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上のもの	1件につき 7,440,000円

に、

前号の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所）にあっては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第2条各号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める場合には、屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）とみなして、同号の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

を

前号の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所）にあっては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第2条各号に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める場合には、屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）とみなして、同号の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

に、

第118号の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所）にあっては、屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）とみなして、同号の区分。次号において同じ。）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

を

第118号の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所）にあっては、屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）とみなして、同号の区分。次号において同じ。）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額

に改め、同表の備考に次の1項を加える。

- 14 第110号の3の全体計画の変更の認定の申請に係る床面積の合計は、当該変更後の全体計画に係る床面積の合計の2分の1について算定する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第88号及び第90号の項の改正規定、同表に第94号の2から第94号の4まで及び第97号の5の項を加える改正規定、同表第105号、第106号、第107号の2、第108号及び第108号の2の項の改正規定、同表に第108号の3の項を加える改正規定、同表第109号の項の改正規定、同表に第110号の2及び

第110号の3の項を加える改正規定並びに同表の備考に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第16号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校設置条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表金沢市立田上小学校の項の次に次のように加える。

(仮称) 金沢市立第2田上小学校	金沢市若松町3丁目282番地	
------------------	----------------	--

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

金沢美術工芸大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第17号

金沢美術工芸大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例

金沢美術工芸大学授業料等徴収条例（平成8年条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表授業料の項中「520,800円」を「535,800円」に、「14,400円」を「14,800円」に改め、同表第2号の表中「50,000円」を「57,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

金沢21世紀美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第18号

金沢21世紀美術館条例の一部を改正する条例

金沢21世紀美術館条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3その2第1項の表中「山のお茶室」を「山宇亭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市文化ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第19号

金沢市文化ホール条例の一部を改正する条例

金沢市文化ホール条例（昭和57年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表その1第1項の表中

大会議室の控室のみを使用する場合		2,100円	3,255円
茶室	全室を使用する場合	7,875円	12,180円
	立礼茶室を除き使用する 場合	6,300円	9,660円

3,675円	7,875円
13,755円	29,190円
10,920円	23,100円

を

大会議室の控室のみを使用する場合		2,100円	3,255円
茶室		2,620円	3,490円

3,675円	7,875円
4,360円	9,000円

に改める。

附 則

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の金沢市文化ホール条例の規定に基づき施行日以後の茶室の使用に係る使用料を既に納入している者については、改正後の金沢市文化ホール条例（以下「新条例」という。）第11条の規定にかかわらず、当該既納の使用料の額から新条例の規定に基づく当該茶室の使用に係る使用料の額を控除した額を還付するものとする。

金沢市文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第20号

金沢市文化財保護条例の一部を改正する条例

金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「民俗芸能」の次に「、民俗技術」を加える。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第21号

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例等の一部を改正する条例

(金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正)

第1条 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第83条の3第1項」を「第143条第1項」に改める。

第2条第1項中「第2条第1項第5号」を「第2条第1項第6号」に改め、同条第2項中「第83条の2」を「第142条」に改める。

第7条第11号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

(金沢市屋外広告物条例の一部改正)

第2条 金沢市屋外広告物条例(平成7年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に、「第83条の3第2項」を「第143条第2項」に改める。

(金沢市伝統的建造物群保存地区における金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市伝統的建造物群保存地区における金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例(平成13年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第83条の3第1項」を「第143条第1項」に、「第83条の2」を「第142条」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市立中村記念美術館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第22号

金沢市立中村記念美術館条例等の一部を改正する条例

(金沢市立中村記念美術館条例の一部改正)

第1条 金沢市立中村記念美術館条例(昭和50年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 入場料は観覧の際に、茶室及び旧中村邸の使用料は使用の申込みの際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、入場料又は当該使用料の全部又は一部を後納させることができる。

(金沢市民俗文化財展示館条例の一部改正)

第2条 金沢市民俗文化財展示館条例(昭和53年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 入館料は、入館の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、入館料の全部又は一部を後納させることができる。

(金沢市立安江金箔工芸館条例の一部改正)

第3条 金沢市立安江金箔工芸館条例(昭和60年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 入場料は、観覧の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、入場料の全部又は一部を後納させることができる。

(金沢卯辰山工芸工房条例の一部改正)

第4条 金沢卯辰山工芸工房条例(平成元年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 入場料は、観覧の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、入場料の全部又は一部を後納させることができる。

(金沢市立ふるさと偉人館条例の一部改正)

第5条 金沢市立ふるさと偉人館条例(平成5年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 入場料は、観覧の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、入場料の全部又は一部を後納させることができる。

(泉鏡花記念館条例の一部改正)

第6条 泉鏡花記念館条例(平成11年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 観覧料は、観覧の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を後納させることができる。

(金沢湯涌夢二館条例の一部改正)

第7条 金沢湯涌夢二館条例(平成11年条例第65号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 観覧料は、観覧の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を後納させることができる。

(金沢蓄音器館条例の一部改正)

第8条 金沢蓄音器館条例(平成13年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 観覧料は、観覧の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を後納させることができる。

(室生犀星記念館条例の一部改正)

第9条 室生犀星記念館条例(平成14年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 観覧料は、観覧の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を後納させることができる。

(徳田秋聲記念館条例の一部改正)

第10条 徳田秋聲記念館条例(平成16年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 観覧料は、観覧の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を後納させることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

前田土佐守家資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第23号

前田土佐守家資料館条例の一部を改正する条例

前田土佐守家資料館条例(平成13年条例第70号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例(平成9年条例第64号)別表第2に定める共通観覧料を納入した者に対する前項の規定の適用については、当該共通観覧料の納入により同項の展示資料を観覧しようとする日に限り、同項の規定による観覧料(次条第2項の規定による観覧料を除く。)を納入した者とみなす。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 観覧料は、観覧の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を後納させることができる。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

区 分		金 額	
普通観覧料	団体	1人につき 250円(高齢者にあつては、200円)	
	個人	高齢者	200円
		高齢者以外の者	300円
共通観覧料	団体	1人につき 300円(高齢者にあつては、250円)	
	個人	高齢者	250円
		高齢者以外の者	350円

備考

- 1 「普通観覧料」とは、資料館の展示資料（特別展示によるものを除く。次項において同じ。）を観覧する場合の観覧料をいう。
- 2 「共通観覧料」とは、資料館の展示資料と金沢市老舗記念館の展示資料とを同日中に観覧する場合の観覧料をいう。
- 3 「団体」とは、代表者又は責任者を有する20人以上の集まりをいう。
- 4 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。
第4条中「平成13年条例第70号）第5条」を「平成13年条例第70号）第5条第1項」に改める。

金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第24号

金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例

金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例

第1条中「文化施設」の次に「及び歴史的観光施設」を加える。

第2条に次の1項を加える。

- 2 この条例において「歴史的観光施設」とは、金沢市老舗記念館をいう。
第3条第1項中「文化施設」の次に「、歴史的観光施設」を加え、同条第3項中「文化施設」の次に「及び歴史的観光施設」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
- 3 共通観覧料は、共通観覧券の発行の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、共通観覧料の全部又は一部を後納させることができる。
第4条の見出し中「文化施設」を「文化施設等」に改め、同条中「文化施設の」を「文化施設及び歴史的観光施設の」に改め、「平成14年条例第2号）第5条」の次に「並びに金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例（平成9年条例第64号）第7条第1項」を加え

る。

第7条中「文化施設及び」の次に「歴史的観光施設並びに」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例第3条又は第7条の規定に基づき発行された共通観覧券は、これを使用することができる期間内に限り、同日以後、金沢市老舗記念館の展示資料の観覧においても使用することができる。
- 3 徳田秋聲記念館条例（平成16年条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例」を「金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例」に、「第2条」を「第2条第1項」に改める。

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第25号

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例（平成9年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第7条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前田土佐守家資料館条例（平成13年条例第70号）別表に定める共通観覧料を納入した者に対する前項の規定の適用については、当該共通観覧料の納入により同項の展示資料を観覧しようとする日に限り、同項の規定による観覧料を納入した者とみなす。
第7条に次の1項を加える。
- 4 観覧料は、観覧の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を後納させることができる。
別表第1長町観光バス駐車場の項を次のように改める。

長町観光バス 駐車場	午前零時から午後12時まで。ただし、入場及び出場の時間は、午前8時30分から午後10時までとする。	バス
---------------	---	----

別表第1の備考を次のように改める。

備考

- 1 この表及び別表第3において、「バス」とは道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供するバスを、「普通自動車」とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。
- 2 長町観光バス駐車場において、前日の午後10時を超えて駐車するバスにあつては、この表の規定にかかわらず、午前7時30分から出場することができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第7条関係)

区 分		金 額	
普通観覧料		1人につき 100円	
共通観覧料	団体	1人につき 300円 (高齢者にあつては、250円)	
	個人	高齢者	250円
		高齢者以外の者	350円

備考

- 1 「普通観覧料」とは、老舗記念館の展示資料を観覧する場合の観覧料をいう。
- 2 「共通観覧料」とは、老舗記念館の展示資料と前田土佐守家資料館の展示資料 (特別展示によるものを除く。) とを同日中に観覧する場合の観覧料をいう。
- 3 「団体」とは、代表者又は責任者を有する20人以上の集まりをいう。
- 4 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

摘要 この表の額は、消費税法 (昭和63年法律第108号) の規定に基づく消費税の額及び地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

別表第3長町観光バス駐車場の項を次のように改める。

長町観光バス 駐車場	バス	1台当たり初めの1時間30分までは、1,900円とし、以後1時間までごとに500円とする。ただし、午後10時を超えて駐車する場合は、午後8時 (午後8時を超えて入場し、かつ、引き続き午後10時を超えて駐車するときは、当該入場する時刻) を超え翌日の午前8時までの間は、2,000円とする。
---------------	----	--

別表第3東山観光駐車場の項を次のように改める。

東山観光駐車 場	普通自 動車	1台当たり初めの1時間までは、300円とし、以後30分までごとに100円とする。ただし、午後10時を超え翌日の午前7時までの間は、800円とする。
-------------	-----------	---

別表第3の備考を次のように改める。

備考 同日中にバスが観光駐車場に2回以上入場する場合における2回目以後の入場に係る当該バスの駐車料金にあつては、この表の規定中「1,900円」とあるのは、「1,500円」とする。

別表第3に摘要として次のように加える。

摘要 この表の規定により計算した駐車料金の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

第2条 金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中 「長町観光バス駐車場」 を 「長町観光駐車場」 に改め、

同表東山観光駐車場の項の次に次のように加える。

東山河畔観光駐車場	金沢市東山1丁目545番地1
-----------	----------------

第2条第2項の表中 「にし茶屋観光バス駐車場」 を 「にし茶屋観光駐車場」 に改める。

別表第1中

長町観光バス駐車場	午前零時から午後12時まで。ただし、入場及び出場の時間は、午前8時30分から午後10時までとする。	バス
-----------	---	----

を 「長町観光駐車場」 に改め、同

長町観光駐車場	午前零時から午後12時まで。ただし、入場及び出場の時間は、午前8時30分から午後10時までとする。	バス 普通自動車
---------	---	-------------

表東山観光駐車場の項の次に次のように加える。

東山河畔観光駐車場	午前零時から午後12時まで。ただし、入場及び出場の時間は、午前7時から午後10時までとする。	普通自動車
-----------	--	-------

別表第1中

にし茶屋観光バス駐車場	午前9時から午後6時まで	バス
-------------	--------------	----

を 「にし茶屋観光駐車場」 に改め、同

にし茶屋観光駐車場	午前9時から午後6時まで	バス 普通自動車
-----------	--------------	-------------

表の備考第2項中「長町観光バス駐車場」を「長町観光駐車場」に改める。

別表第3中

長町観光バス駐車場	バス	1台当たり初めの1時間30分までは、1,900円とし、以後1時間までごとに500円とする。ただし、午後10時を超えて駐車する場合は、午後8時（午後8時を超えて入場し、かつ、引き続き午後10時を超えて駐車するときは、当該入場する時刻）を超え翌日の午前8時までの間は、2,000円とする。
-----------	----	--

を	長町観光駐 車場	バス	1台当たり初めの1時間30分までは、1,900円とし、以後1時間までごとに500円とする。ただし、午後10時を超えて駐車する場合は、午後8時(午後8時を超えて入場し、かつ、引き続き午後10時を超えて駐車するときは、当該入場する時刻)を超え翌日の午前8時までの間は、2,000円とする。	に改め、同
		普通自 動車	1台当たり初めの1時間までは、300円とし、以後30分までごとに100円とする。ただし、午後10時を超え翌日の午前8時30分までの間は、800円とする。	

表東山観光駐車場の項の次に次のように加える。

東山河畔観光 駐車場	普通自 動車	1台当たり初めの1時間までは、300円とし、以後30分までごとに100円とする。ただし、午後10時を超え翌日の午前7時までの間は、800円とする。
---------------	-----------	---

別表第3中	にし茶屋観 光バス駐車 場	バス	1台当たり初めの1時間30分までは、1,900円とし、以後1時間までごとに500円とする。
-------	---------------------	----	---

を	にし茶屋観 光駐車場	バス	1台当たり初めの1時間30分までは、1,900円とし、以後1時間までごとに500円とする。	に改める。
		普通自 動車	1台当たり初めの1時間までは、300円とし、以後30分までごとに100円とする。	

附 則

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。
- 2 平成17年4月1日前に東山観光駐車場に自動車を入場させ、同日以後に出場させる者に係る東山観光駐車場の使用料については、第1条の規定による改正後の金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成17年(2005年)3月25日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)3月25日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	石川県金沢市玉銚4丁目166番地
		印刷所	石川県金沢市玉銚4丁目166番地
定価	100円		前 川 稔 栄 (株) 共